



TOYOTA

豊田スポーツアカデミー運用規約

2023 年度

本規約は、トヨタ自動車(株)、豊田市、中京大学が開催する豊田スポーツアカデミー(以下、当アカデミーという)、及びそれに付随する活動に参加する際の規約を定め、参加者並びに保護者(親権者、以下省略)の同意を確認するものです。

(1)参加資格

当アカデミーへの参加は、心身ともに健康な各競技の参加要件を満たし、本規約、利用施設のルール、プライバシーポリシーに同意し、遵守できると当アカデミーが判断した者となります。

(2)リスク

当アカデミーでは、各競技のルールを順守しますが、怪我のリスクを伴うことを参加者・保護者ともに理解したうえで参加を申し込みます。

また、天候状況等により、開催の中止や練習場所の変更などの対応を行う場合があります。

(3)健康

参加者は、健康状態や活動に不安が生じたとき、また、体調の異変や身の危険を感じたときは、参加前に必ず保護者・指導者またはスタッフに申告・相談しなければなりません。

指導者・スタッフは、参加者からの申告・相談がない場合においても参加者の明らかな体調不良を認めた場合には、参加中止を命ずることが出来るものとします。

(4)安全

指導者・スタッフは、参加者が練習中に受傷した場合、適切な応急処置ならびに救急車の手配や夜間クリニックへの搬送を実施し、保護者へ速やかな連絡を行うものとします。

参加者が怪我などにより一人で帰宅することが困難な場合、参加者の保護者、または保護者が委任した代理の者が必ず迎えに来なければなりません。

参加者は、指導者の指示を厳守しなければなりません。

指導者は、参加者が指示に従わず、他の会員に迷惑を被る行為を行った場合には、参加の中止を命ずることが出来ます。

また、参加者が怪我等を負っている場合、指導者やスタッフが練習の各セッションに参加できないと判断した場合には、その指示に参加者は従うものとします。

保護者は、第三者に損害を生じさせた場合、連帯して責任を負うものとします。ただし、指導者・スタッフの指示に適切に従い、損害を発生させた場合はこの限りではありません。

(5)保険

参加者は、当アカデミーを通して財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入します。

障害や事故の場合における補償は、加入する保険の約款の範囲内となります。

当アカデミーにて受傷した場合、当日以降の通院、入院にかかる交通費や通院の際の引率は、各家庭で責任をもって行うものとし、当アカデミーは責任を負わないものとします。

(6)免責

当アカデミーの活動中、及び移動中における事故、怪我、盗難、傷害、またその他の事故については、参加者が所属するクラブチームの保険の範囲内で賠償を受けられるものとし、参加者とその保護者は、当アカデミーに対し何ら損害賠償を求めないものとします。

また、活動に際して、貴重品などの管理は各個人の責任とし、当アカデミーでは一切の責任は負いません。

(7)広報・宣伝物への写真の利用

当アカデミーでの活動時には写真撮影を行い、適宜、宣伝・広報物にて利用することがあります。写真の一般公開を望まない場合は、必ず事前に当アカデミーへ申告するものとします。

(8)肖像権

当アカデミーまたはそれに付随する活動を通して撮影、録音、制作された素材の全てについて、著作権・肖像権は当アカデミーに帰属するものとします。

(9)届出事項の変更

参加者は、当アカデミーに届け出た氏名・住所・電話番号等について変更があった場合、遅滞なく当アカデミーに届け出るものとします。

なお、届け出がないために当アカデミーからの通知、または送付書類、その他のものが延着、または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものとみなし、当アカデミーは一切責任を負わないものとします。

(10)活動の開催中止

特別警報を筆頭とした各種警報が発生するなどの悪天候が予想される場合や、その他流行性の感染症などの恐れがある場合、開催を中止することがあります。

(11)退会

参加者が退会を希望する場合は、その旨を書面（または電子メールなど記録の残るもの）で届け出るものとします。

(12)休会

入院を必要とする怪我・病気、やむを得ない事情で一定期間の休会を希望される場合は、状況に応じて可能な限り対応するものとします。

なお、本活動外で怪我をした場合においても、当アカデミーでの怪我のリハビリ指導を受けられるものとします。

(13)除名

参加者及びその保護者が次の事項に該当するとき、当アカデミーは参加者を除名することが出来るものとします。

- 1.本規約及び各競技別規定に違反したとき、または違反したと当アカデミーが判断したとき。
- 2.参加者が指導者・スタッフの真剣な指導にもかかわらず、幾度となく定められたルールを守れないとき。
- 3.当アカデミー（豊田市・中京大学・トヨタ自動車）の名誉と品格を著しく毀損したとき。

(14)規約の変更

本規約は当アカデミーが必要とした場合、適宜変更が出来るものとします。

規約を変更する際に重要事項の変更が伴う場合は、事前に保護者の方へ書面をもって説明にあたるものとします。

(15)閉鎖

当アカデミーは、天災地変、社会情勢の変化、その他の当アカデミーの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に閉鎖することができるものとします。

当規約は、2022年7月1日より発効いたします。